

2002.11.11

Intercollegiate Negotiation Competition

Newsletter Vol.1, No.3 (2002)

本番がいよいよ今週末に迫りました。準備が大変だと思いますが、体調を崩さないように注意してください。

今回のニュースレターでは、皆さんからの追加のご質問にお答えします。なお、間もなく皆さんのお手許に今回のコンペティションのパンフレットをお届けします。スケジュール、会場図、参加者名簿などが掲載されていますので、当日持参してください。

1. 質問への回答

(1) Nihon Ichiban が作成したデジタル・プリンターの使用説明書の日本語版と英語版はあるか？

<回答>

ありません。説明書については、問題文で言及されている情報が全てです。

(2) General Information の6頁、第2パラグラフの最終行が"...digital printer in contained in Exhibit 5"となっているが、"... digital printer is contained in Exhibit 5"の誤りではないか？

<回答>

そのとおりです。大変申し訳ありませんが、訂正してお読みください。

(3) 規則で引用されている ICC 仲裁規則は1998年版であるが、本仲裁は1994年11月17日に行われることとされている(ニュースレター No. 1, 4 参照)。本件に適用される仲裁規則は1998年版でよいのか？

<回答>

仲裁規則については、本仲裁の基準時とは関係なく、1998年版の指定された条項が適用されるものとします。

(4) Nihon Ichiban は契約書に署名した際に自社の弁護士と相談したのか？

<回答>

法務部がチェックをしましたが、社外の弁護士には相談していません。Nihon Ichiban 社では、通常の売買契約などについては、通常法務部がチェックを行っており、わざわざ弁護士に相談することは行っていません。これは、法務部を有する日本の会社では一般的なことです。

(5) 資料を相手方に渡すのはいつか（規則 9 関係）？

<回答>

資料はラウンドの途中で相手方及び審査員・仲裁人に手交すればよく、事前に手渡しておく必要はありません。但し、相手方が読むのに必要な時間を要求したり、仲裁人が資料の使用を許可しない場合がある（ニュースレター No. 2, 2(4)参照）ことに留意してください。

(6) ラウンドBはラウンドAで完全な和解に達しないことを前提として行うのか？

ラウンドAで完全な和解に達してもよいのか？その場合、ラウンドBは完全な和解に達していないことを前提として行うことになるのか？

<回答>

規則 6 (1) にあるように、ラウンドAでの和解交渉で完全な決着を得ることは難しいというのが前提です。3時間という限られた時間の中で、交渉の進め方を交渉し、内容の全てについても交渉したうえで、完全な合意に至るのは、安易な妥協等でもない限り難しいのではないかと考えています。無理にラウンドAで完全な和解に達していただく必要は全くありませんし、また、一つも合意できた事項がなかった（もし、ラウンドAで完全な和解が成立した場合には、ラウンドBを行うに当たり、ラウンドAの状況をみて運営委員会からご連絡します）、ラウンドBを実施します。

2. その他

広報用の撮影も行う予定です。規則 1 2 にあるように、ラウンド中はビジネス交渉に相応しい服装を着用してくださるよう重ねてお願いいたします。